平成２９年（フ）第５９７号
大阪府松原市三宅中３丁目１番18号
債務者　芝田　莉奈（旧姓佐田）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
高知市春野町弘岡上2502番地
債務者　吉村三千子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５９号
高知県南国市里改田513番地の１
債務者　下總　和也
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８０号
高知市平和町６番地13　籠尾コーポ１Ｆ
債務者　田中眞知子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８１号
高知市平和町６番地13　籠尾コーポ１Ｆ
債務者　田中麻里衣
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８５号
高知市幸崎56番地　山下荘102
債務者　栗林　賢一
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６４号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉883番地１
債務者　圓　みなみ
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
盛岡市館向町４番８号　高松病院寮
債務者　橋場さとみ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７９号
盛岡市永井18地割202番地　美津智荘101号、旧住所千葉県八千代市大和田284番地19
債務者　今野ひろ江（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２０号
新潟県胎内市並槻102番地10　ウイルワンＦ－206号
債務者　宮川カズ子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３５号
新潟県新発田市下羽津1092番地１
債務者　古山　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３７号
新潟県村上市海老江1138番地
債務者　小林亜夕美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５０号
新潟県新発田市緑町２丁目４番11号　レオパレスグリーンヒル　205
債務者　大越　恵吉
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５５号
新潟県村上市下鍛冶屋344番地１　大矢アパートⅠ－６、前住所新潟県村上市金屋1665番地
債務者　近藤　圭太
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１７１号
山梨県中央市山之神3619番地５　ストロベリーフィールドＡ　201号室
債務者　田辺利秋こと　ＴＡＮＡＢＥ　ＰＡＵＬＯ　ＴＯＳＨＩＡＫＩ
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
山梨県中央市山之神3619番地５　ストロベリーフィールドＡ　201号室
債務者　田辺マリアこと　ＴＡＮＡＢＥ　ＡＬＦＡＩＡ　ＭＡＲＩＡ　ＤＡＳ　ＧＲＡＣＡＳ
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５５４号
大阪市平野区喜連東３丁目２番４－402号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目14番８号
債務者　仲野　　慶
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部